

東京部会第 283 回例会 (2022. 12. 17)

小柳報告「近代地籍の源流としてのナポレオン地籍：国家による土地情報把握の意義と限界」

【概要】

誰がどの土地を所有しているかの情報は、国家にとって重要である。近年の所有者不明土地問題は、登記情報から所有者を特定できない場合が珍しくないことを契機にし、公的土地情報の起点としての地籍制度（日本の表示登記の基礎）への関心を高めたが、本報告は、これまで研究不十分であったナポレオン地籍を、近代地籍の源流と位置づけつつ明らかにする。かつて福島正夫は、ナポレオン地籍について、「フランスでは、1807 年の法律で土地台帳が制定されたが、その完成は 1850 年代に入ってからであり、しかもその結果はいちじるしく不完全であった（星野英一論文、江川英人編フランス民法の百五十年）」と述べた（福島正夫『地租改正』（吉川弘文館、1968 年）256 頁）。本報告は、近年のフランスの研究及び報告者の調査をもとに、福島の見解の再検討を行いたい。

ナポレオン地籍は、不動産税の公平な課税のため、統一的マニュアルに基づき、1807 年より整備開始され、1840 年代に完成した全土の（所有者身分を問わない）筆単位についての土地情報であり、公務員測量、平板測量、三角測量等の近代地籍の特徴を備えていた。本報告は、地籍図、課税台帳をもとにその意義を解明し、更に、所有者の変更に関連して相続申告書、不動産登記等とも関連させながら、ナポレオン地籍及びその後の地籍修正の具体的な姿を明らかにしたい。更に、ナポレオン地籍に始まるフランス地籍と日本の違いについて、i 日本の地租改正は、三角測量がなく、私人測量等によったこと、ii フランス地籍は、20 世紀の地籍修正でも隣接地所有者の合意を生かしているが日本は困難なこと、iii ナポレオン地籍は不動産登記と別個の制度であるが、日本は 1960 年の台帳と登記簿の一元化（不登法改正）により、明治以来の地籍台帳情報が表示登記に移されたことなどを指摘し、それらの意義について、参加者とともに議論をしたい。